

施設関係者評価実施要項

令和4年 2月

学校法人宮重学園 新作やはた幼稚園

《目的》

○施設関係者評価は、施設関係者が、園職員による自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、施設・家庭等が園の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、こども園運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。

《施設関係者評価のあり方》

○施設関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。

○施設及び施設関係者評価の評価者は、評価を進めるに当たり、施設関係者評価が園と保護者等を結ぶコミュニケーション・ツールであることに留意する。そのため、園は、園の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情報提供等を行うことが必要である。また、評価者は、家庭・地域においてはこども園運営改善のための窓口の一つであると同時に園の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。

《施設関係者評価の実施》

○施設関係者評価者は、園が行った自己評価の結果について評価することを基本とする。具体的には、下記の5段階の基準で評価する。

- ・「5」…十分達成されている。「4」…ほぼ達成されている。「3」…どちらでもない。
- ・「2」…取り組まれているが成果が十分でない。「1」…取り組みが不十分である。
- ・年齢別の項目は、該当するところのみ評価する。

○施設関係者評価は毎年1回行い、評価を取りまとめ、評価結果報告書を作成することとする。

○園は自己評価及び施設関係者評価の結果報告書を設置者(法人本部)に提出する。

○園は、ホームページ等の方法により結果を広く公表する。また、結果及びそれを踏まえた今後の改善方策等を工夫し、情報提供する。

○設置者は施設評価結果の報告書に示された園の特色や課題に向けた取組状況等により、園の教育・保育活動その他の園運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえて、園に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う。